

秋田市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年2月14日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1

株式会社サンアメニティ秋田支社

支社長 金 澤 直 樹

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで